

5 その他対策

(1) 放射線測定器の貸出

平成23年11月14日より、市民の安心・安全のため放射線測定器の貸出を実施している。

貸出実績

年度	貸出件数
23	250
24	194
25	26
26	18
合計	488

印西市放射線量測定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の身近な生活環境等の放射線量を把握するため、個人や自治会等の要望に基づき市が実施する放射線量の測定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要領に基づき放射線量の測定を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事務所を有する団体又は法人
- (3) 市内の町内会等
- (4) 市内に土地又は建物を所有する者

(申請及び受付)

第3条 放射線量の測定の申請は、来庁又は電話により行うものとする。

2 再度の申請は、前回の申請日から30日を経過した日以後でなければできないものとする。

(決定通知)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、測定の可否を決定し、測定日時等を口頭で申請者に通知するものとする。

(測定日及び測定時間)

第5条 放射線量測定員の派遣時間は、月曜日から金曜日まで(年末年始及び祝日を除く)午前9時00分から午後4時30分までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

2 放射線量の測定は、1回の申請につき、個人においては30分を、団体等においては1時間を超えない範囲で行うものとする。

(測定場所)

第6条 放射線量の測定場所は、次のとおりとする。

- (1) 公園、道路(私道については土地所有者の承諾が得られている場合に限る。)

その他市で管理している土地又は施設

- (2) 前号に掲げる場所以外で、土地所有者の同意が得られている場所

(測定方法)

第7条 放射線量の測定方法は、別に定める「放射線量測定マニュアル」により行うものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、放射線量の測定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月14日から施行する。

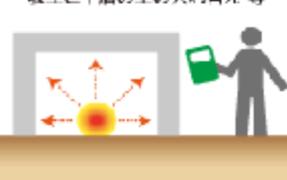
(2) 生活空間（住宅等）における除染の手引きの作成

家庭にある資材等を用いて、市民が除染作業を安全に円滑にそして効果的に行うことができるよう手引きを作成し、ホームページや広報でお知らせした。

生活空間（住宅など）における除染の手引き

1. 環境中の放射性物質による被ばく線量を下げるときの方法（環境省 HP より）

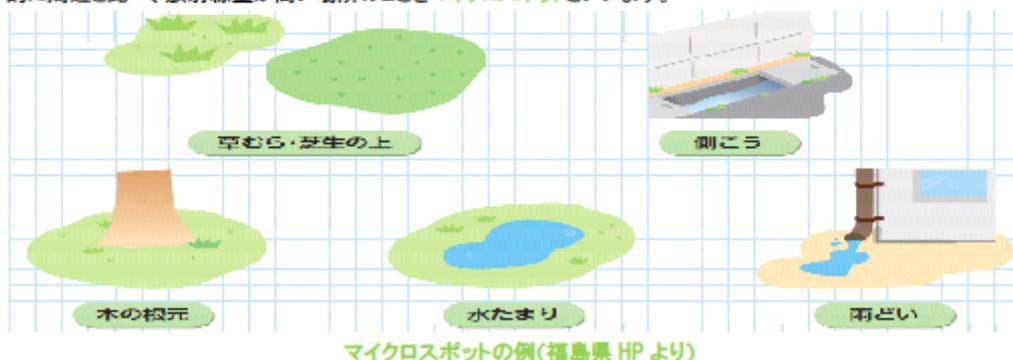
環境中にある放射性物質による被ばく線量を低減するための方法には、放射性物質を、「取り除く」、「遠（さえぎ）る」、「遠ざける」の3つがあります。これらの方法を組み合わせて対策を行うことが「除染」です。

取り除く 例) 表土の削り取り/枝葉の除去/ 落ち葉の除去/洗浄 等	遮る 例) 土やコンクリートで囲む/ 表土と下層の土の入れ替え 等	遠ざける 例) 立ち入り禁止 等
		
取り除く（除去） ・放射性物質が付着した表土の削り取り、枝葉や落ち葉の除去、建物表面の洗浄等により、放射性物質を生活圏から取り除きます。	さえぎる（遮蔽） ・放射性物質を土やコンクリートなどで覆うことで、放射線を遮ることができるので、結果として空間線量や被ばく線量を下げることができます。	遠ざける ・放射線の強さは、放射性物質から離れるほど、弱くなります。このため、放射性物質を人から遠ざければ、人への被ばく線量を下げることができます。また、放射性物質のそばにいる時間を短くすることも「遠ざける」ことになります。

2. 除染作業を行うための自宅の空間放射線量の把握

現在、住宅環境において原因となっている放射性物質は放射性セシウム(Cs-134:半減期約 2 年、及び Cs-137:半減期約 30 年)です。

放射性セシウムの大部分は、地表面（地面、草木の表面、埃、泥、枯葉など）、屋根、樹木に存在しており、局所的に周辺と比べ、放射線量が高い場所のことを**マイクロスポット**といいます。



3. 除染作業について

除染作業は、放射性セシウムを除去し、放射線量を低減させるために行うもので、その作業内容は一般家庭で行われている清掃の手法とほぼ同じです。目に見える一般の汚れを清掃することによって、目に見えない放射性セシウムによる汚染も一緒に除去できるものです。

(3) 放射線に関する講演会

放射線に関する正しい情報を提供することにより、市民の不安解消のため、平成23年度に3回の放射線に関する講演会を開催した。

平成23年7月30日

第1回 放射線が人体に与える影響について
独立行政法人放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター
リスク低減化研究プログラム リスク修飾要因研究チーム
チームリーダー・理学博士 中島 徹夫 先生
参加人数 約90人

平成23年8月27日

第2回 放射線が人体に与える影響について
独立行政法人放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター
上席研究員 吉本 泰彦 先生
参加人数 約40人

平成24年2月5日

第3回 放射線と食べ物
学校法人香川栄養学園 女子栄養大学副学長 香川 靖雄 先生
参加人数 約150人

※平成24年7月17日

千葉県主催による「放射線に関する講習会」をふれあいセンターいんばで開催した。

(4) 国・県への要望

平成 23 年 8 月 31 日

印西地区環境整備事業組合は、松戸市・柏市・流山市及び我孫子市と連名で、「ごみ焼却灰の一時保管場所の確保」を千葉県知事へ要望した。

平成 23 年 11 月 8 日

我孫子市と連名で、「焼却灰等の一時保管として県下の国有林の活用について検討すること」を千葉県知事へ要望した。

平成 23 年 11 月 17 日

我孫子市と連名で、「焼却灰等の一時保管場所として、県が主導となり国有林を所在する自治体と事前協議する考えはあるか」等を千葉県知事へ要望した。

平成 23 年 11 月 24 日 【資料 23】資料編 P159

印旛郡市 7 市 2 町と連名で、「除染に関する緊急実施基本方針」等を千葉県知事へ要望した。

平成 23 年 11 月 25 日

我孫子市と連名で、「一時保管場所の確保について、他市の県有地も再検討すること」等を千葉県知事へ要望した。

平成 23 年 12 月 2 日

我孫子市と連名で、「一時保管場所の確保について、引き続き他候補地を選定すること」等を千葉県知事へ要望した。

平成 23 年 12 月 12 日

我孫子市と連名で、「手賀沼流域下水道終末処理場内に 4 市 1 組合の全ての焼却灰等を受け入れることは、昨今の社会情勢から市民感情を考えたとき了承できない」等について千葉県知事へ要望した。

平成 23 年 12 月 27 日 【資料 24】 資料編 P163

印旛郡市 7 市 2 町と連名で「除染に関する緊急実施基本方針」等を環境大臣及び民主党幹事長へ要望した。

平成 24 年 2 月 17 日 【資料 25】 資料編 P167

県内の汚染状況重点調査地域にしていされている 9 市連名で「放射性物質汚染対処特別措置法に基づく市町村等の除染実施に対する国費による措置に関する緊急要望」を環境大臣へ要望した。

**平成 24 年 6 月 27 日 【資料 26】 資料編 P170**

「放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所を手賀沼流域下水道終末処理場に設置することに関する要望」を千葉県知事へ要望した。

平成 24 年 9 月 7 日 【資料 27】 資料編 P172

我孫子市と連名で「放射性物質を含む 4 市 1 組合のごみ焼却灰一時保管施設」に関して千葉県知事へ要請した。

平成 24 年 10 月 3 日 【資料 28】 資料編 P173

市議会は、「指定廃棄物を処理するための最終処分場を早期に設置することを求める意見書」を内閣総理大臣及び環境大臣に対して提出した。

平成 24 年 10 月 3 日 【資料 29】 資料編 P177

市議会は、「高濃度の放射性物質を含む焼却灰の一時保管施設の設置に関する意見書」を千葉県知事に対して提出した。

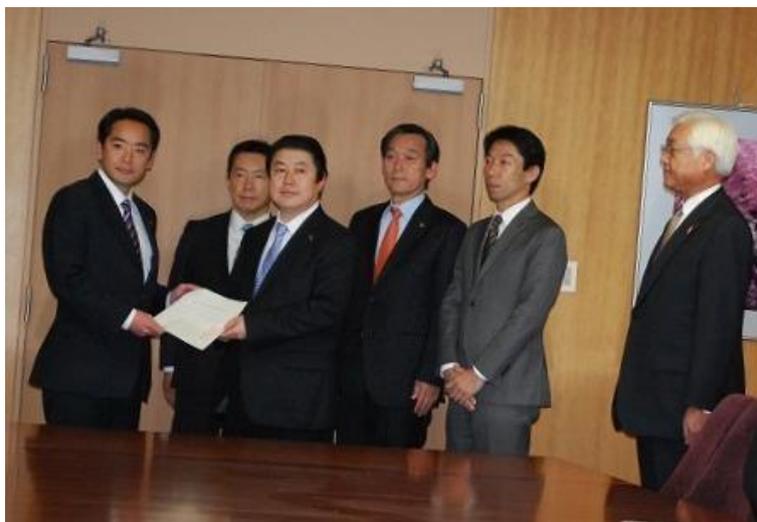
平成 24 年 11 月 9 日 【資料 30】 資料編 P179

松戸市・柏市・流山市及び我孫子市と連名で、「指定廃棄物の最終処分場の確保に係る緊急要望」を環境大臣へ要望した。



平成 25 年 1 月 29 日 【資料 31】 資料編 P181

松戸市・柏市・流山市及び我孫子市と連名で、「指定廃棄物の最終処分場の確保に係る緊急要望」を環境大臣へ要望した。



平成 25 年 2 月 26 日 【資料 32】 資料編 P183

県内の汚染状況重点調査地域にしていされている 9 市連名で「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に係る緊急要望」を復興大臣へ要望した。

平成 25 年 10 月 3 日 【資料 33】 資料編 P185

県内の汚染状況重点調査地域にしていされている 9 市連名で「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に規定する被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）に係る緊急要望」を復興大臣へ要望した。

平成 25 年 11 月 28 日 【資料 34】 資料編 P188

松戸市・柏市・流山市及び我孫子市と連名で、「指定廃棄物の最終処分場の確保に係る緊急要望」を環境大臣へ要望した。

**平成 26 年 5 月 15 日 【資料 35】 資料編 P190**

松戸市・柏市・流山市及び我孫子市と連名で、「指定廃棄物の最終処分場の確保等に関する緊急要望」を環境大臣へ要望した。

平成 26 年 9 月 10 日

松戸市・柏市及び我孫子市と合同で、「指定廃棄物の最終処分場の確保等」を環境大臣へ要望した。



平成 26 年 11 月 14 日 【資料 36】資料編 P192

県内の汚染状況重点調査地域にしていされている 9 市連名で「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下、「子ども・被災者支援法」という。）」に基づく「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議（以下、「専門家会議」という。）」に係る緊急要望」を環境大臣へ要望した。